名称　勝本港辰ノ島防波堤灯台
位置
所在地　長崎県勝本港（辰ノ島防波堤外端）
北緯　三三―五一―三二
東経　一二九―四〇―四五
変更した事項
位置
所在地　長崎県勝本港（辰ノ島防波堤外端）
北緯　三三―五一―三一
東経　一二九―四〇―四四
高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
記事
補正

名称　勝本港うの瀬新防波堤灯台
位置
所在地　長崎県壱岐市（勝本港うの瀬新防波堤外端）
北緯　三三―五一―二七
東経　一二九―四一―三七
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで四・九メートル　平均水面上から灯火まで八・六メートル
記事
補正

名称　印通寺港沖防波堤灯台
位置
所在地　長崎県壱岐市（印通寺港沖防波堤外端）
北緯　三三―四四―一一
東経　一二九―四五―一五
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで八・四メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
記事
補正

名称　瀬崎港北防波堤灯台
位置
所在地　島根県松江市（瀬崎港北防波堤外端）
北緯　三五―三五―二五
東経　一三三―〇六―四九
変更した事項
位置
所在地　島根県松江市（瀬崎港北防波堤外端）
北緯　三五―三五―二一
東経　一三三―〇六―五五
記事
補正

名称　甲楽城港北防波堤灯台
位置
所在地　福井県南条郡南越前町（甲楽城港北防波堤外端）
北緯　三五―五〇―一九
東経　一三六―〇二―五一
変更した事項
位置
所在地　福井県南条郡南越前町（甲楽城港北防波堤外端）
北緯　三五―五〇―一八
東経　一三六―〇二―五七
記事
補正

名称　白浜港沖防波堤灯台
位置
所在地　福井県福井市（白浜港沖防波堤外端）
北緯　三六―〇四―五八
東経　一三六―〇一―三七
変更した事項
位置
所在地　福井県福井市（白浜港沖防波堤外端）
北緯　三六―〇四―五七
東経　一三六―〇一―四二
記事
補正

名称　白浜港沖防波堤西方照射灯
位置
所在地　福井県福井市（白浜港沖防波堤灯台）
北緯　三六―〇四―五七
東経　一三六―〇一―四二
変更した事項
位置
所在地　福井県福井市（白浜港沖防波堤灯台）
北緯　三六―〇四―五八
東経　一三六―〇一―三七
記事
補正

○関東地方整備局告示第三百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百五十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
東京都品川区八潮三丁目一番四から川崎市川崎区浮島町五二五番地先まで	前	A　三四・四五～一三一・〇〇メートル　一一・一〇五キロメートル B　八・九九～五〇・〇五　三・〇八五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　三四・四五～一三一・〇〇　一二・二〇〇 B　八・九九～五〇・〇五　三・〇八五	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第三百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年八月二十日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　日野都市計画道路事業三・四・三号落川平山線

三　事業施行期間　自平成二十七年八月二十日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都日野市三沢二丁目、三丁目及び一丁目並びに高幡地内

使用の部分　東京都日野市三沢三丁目及び一丁目並びに高幡地内

○関東地方整備局告示第三百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年八月二十日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第百四十四号線

三　事業施行期間　自平成二十七年八月二十日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都江東区東砂五丁目及び東砂六丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年八月二十日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第二百三十三号線

三　事業施行期間　自平成二十七年八月二十日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都練馬区大泉学園町四丁目、大泉町三丁目及び大泉学園町八丁目地内

使用の部分　なし